8-2-7 下水汚泥エネルギー化率

下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー利用されたものの割合 (令和4年度実績)

都道府県	エネルギー化率	順位	都道府県	エネルギー化率	順位	政令指定都市	エネルギー化率
北海道	27%	25	三重県	0%	47	札幌市	12%
青森県	20%	31	滋賀県	19%	33	仙台市	0%
岩 手 県	34%	15	京都府	58%	1	さいたま市	37%
宮城県	20%	32	大阪府	26%	26	千 葉 市	58%
秋田県	34%	16	兵 庫 県	14%	37	東京都区部	28%
山形県	42%	6	奈良県	25%	28	横浜市	70%
福島県	8%	42	和歌山県	0%	46	川崎市	2%
茨 城 県	11%	38	鳥取県	30%	22	相模原市	-
栃木県	38%	10	島根県	42%	5	新潟市	40%
群馬県	9%	40	岡山県	5%	44	静岡市	33%
埼玉県	25%	29	広島県	54%	2	浜 松 市	0%
千 葉 県	10%	39	山口県	32%	21	名古屋市	43%
東京都	21%	30	徳島県	7%	43	京都市	71%
神奈川県	29%	23	香川県	28%	24	大 阪 市	50%
新潟県	38%	8	愛媛県	32%	20	堺 市	0%
富山県	38%	9	高知県	41%	7	神戸市	42%
石川県	32%	18	福岡県	52%	3	岡 山 市	0%
福井県	33%	17	佐賀県	35%	12	広 島 市	73%
山梨県	14%	36	長 崎 県	15%	34	北九州市	51%
長 野 県	26%	27	熊本県	47%	4	福岡市	69%
岐阜県	32%	19	大 分 県	8%	41	熊本市	70%
静岡県	14%	35	宮崎県	34%	13	, ,	
愛知県	34%	14	鹿児島県	0%	45	全国	26%
			沖縄県	37%	11	政令指定都市	40%

- (注)・エネルギー化率は汚泥発生時乾燥重量における有機物量から計算。
 - ・都道府県のエネルギー化率には政令指定都市分を含む。
 - ・エネルギー化率は小数点以下1桁を四捨五入。
 - ・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は 受泥側(送泥先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している 場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上

8-2-8 管路施設に起因する道路陥没件数の推移

(令和4年度末)

